



京田食品株式会社と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 130008 号)

京田食品株式会社 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

京田食品株式会社は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組みについて、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成 28 年 5 月 16 日
(当初締結日:平成 26 年 1 月 18 日)

京田食品株式会社
代表取締役社長

京田 清子

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 安全・安心でおいしい商品をお客様に提供できるよう努めます。
- 自主基準を設け、従業員の健康状態、清掃などの記録を行い衛生管理に努めます。
- お客様に見えないところも含め、店舗の整理・整頓・清掃を行い清潔な店づくりに努めます。
- 従業員が製造区域に入室時は、エアークリーンシューズを必ず通ってからローラーがけ、手洗い等を行い、衛生状態の維持と異物混入防止に努めます。
- 品質不良、異物混入等が発生した場合は、原因を調査しお客様へ丁寧な説明に努めます。